

1995年の漁船員訓練、資格証明及び当直基準条約(STCW-F条約)

(正式名称: 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)

背景

- 国際海事機関(IMO)の下で、漁船員の資格要件等を定める漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW-F条約)を1995年に採択、2012年に発効。

(注) 2025年2月6日現在、スペイン、カナダ、NZ、フランス、ノルウェー、インドネシア、南アフリカ等36か国が締結。

- 改正前の条約は我が国漁船に不利なものであったことから、2015年に我が国が主導して包括的見直しの必要性を提起。2024年5月に我が国の主張が反映される形で条約附属書の改正が採択された。同附属書の改正は2026年1月1日に発効する予定。



主な内容

- ① 漁船員の資格証明の要件、基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練の要件並びに当直の維持のために遵守すべき基本原則を定める。
- ② 締約国による漁船員に対する証明書の発給及び入出港漁船についての証明書の効力の確保等について定める。
- ③ 適用対象とする漁船の条件を、長さ(24メートル以上)又は総トン数(300トン以上)のいずれかから選択する。

(注) 改正前の条約は船体の長さのみを適用対象条件としていたため、欧州の漁船と比較して細長い傾向にある日本を含むアジアの漁船は、比較的トン数の小さい漁船にも厳しい要件が課されるなど、不利であった。

早期締結の必要性

- 漁船の安全の国際協力を推進し、我が国漁船員の安全を含む海上の生命・財産の安全及び海洋環境保全を促進することは重要。また、本条約の改正の議論を主導した我が国として、漁船の安全に関する国際的なルール作りに、積極的に取り組む姿勢を対外的に示すためにも重要。
- 我が国が未締結の場合、本条約が規定する漁船員の証明書を保有しない日本籍漁船の国外における漁業活動に支障が出ることが懸念されることから、証明書の発給に係る体制を早期に構築することは不可欠。